

[事案 30-63] 慰謝料請求

・平成 30 年 12 月 11 日 裁定打切り

<事案の概要>

契約者と被保険者の同意なく契約がなされたこと等を理由に、慰謝料の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主な主張>

元配偶者の子を被保険者として平成 11 年に契約した生存給付金付定期保険（契約①）と平成 23 年に契約した個人年金保険（契約②）は、自分および被保険者に無断で募集人により契約・解約がなされたものであり、精神的苦痛を被ったので、慰謝料を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、自ら各契約の 2 年後に各契約の解約ないし保険証券再発行手続を行っており、平成 30 年になるまで本契約に関する異議を述べていなかったもので、本契約を少なくとも追認しており、申立人の意思に反した契約であるとは言えない。
- (2) しかし、本契約について、被保険者の同意を得ていないことが判明したため、当社は、本契約を遡及的に解消し、既払込保険料から解約返戻金を控除した金額を解決金として支払う意思がある。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況等を把握するため、申立人および契約②の募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約①は申込書の被保険者欄の名前が誤記入されており、被保険者の同意があるとは認められず有効に成立していないこと、契約②は契約①の募集人であった申立人の配偶者が申立人および被保険者に無断で契約手続を行ったもので有効に成立していないことが確認されたが、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 各契約の保険料はその支払いを行った者に返還されるべきであるところ、申立人はそもそも本契約をした覚えがないと主張し、また事情聴取においても保険料の支払いをしていない旨を述べている。この点について公正かつ適正な判断を行うためには、厳格な証拠調手続を備えている裁判所における訴訟による解決が適当であり、裁定審査会において本契約の保険料支払者を確定することは困難である。
- (2) 無断解約等については、解約ないし保険証券再発行手続の筆跡が重要な争点になると考えられ、鑑定が必要となるところ、裁定審査会にはこれらの手続きが備わっていないため、この判断は裁判手続によることが相当である。